

令和2年度 第3回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和2年6月15日(月)午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階第1会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 石 黒 直 人 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第2回定例会会議録の承認について 日程第3 報告第1号 新型コロナウイルス感染症に係る清須市立小中学校及び幼稚園の臨時休業について 日程第4 専決第6号 専決処分した事件(清須市立小中学校及び幼稚園の再開)の承認について 日程第5 専決第7号 専決処分した事件(清須市家庭学習応援金支給要綱)の承認について 日程第6 専決第8号 専決処分した事件(清須市立幼稚園の3歳幼児及び小学校第1学年の児童に対する令和2年6月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認について 日程第7 専決第9号 専決処分した事件(清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認について 日程第8 専決第10号 専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認について 日程第9 専決第11号 専決処分した事件(清須市家庭教育推進連絡協議会委員の選任)の承認について 日程第10 専決第12号 専決処分した事件(清須市学校・家庭・地域連携推進協議会委員の選任)の承認について 日程第11 同意第16号 清須市教育委員会外部評価委員の委嘱について 日程第12 同意第17号 清須市生涯学習推進計画策定検討委員の選任について 日程第13 議案第5号 夏季休業中における学校閉校日について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 福 田 一 子 委 員 後 藤 小百合 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。

只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和2年度 第3回清須市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。

ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、福田委員と後藤委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 第2回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第2回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

それではお手元の令和2年度第2回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和2年5月14日、木曜日、午前9時30分開会でございます。

出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか7名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2から日程第11まで、それぞれ承認及び同意並びに議決をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから10ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第2回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第2回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、堤委員と高山委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 報告第1号 新型コロナウイルス感染症に係る清須市立小中学校及び幼稚園の臨時休業について

齊藤教育長 日程第3、報告第1号、新型コロナウイルス感染症に係る清須市立小中学校及び幼稚園の臨時休業についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒でございます。
報告第1号 新型コロナウイルス感染症に係る清須市立小中学校及び幼稚園の臨時休業について。上記の事項について、別紙に基づき報告する。令和2年6月15日報告。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法

報告理由です。この報告をするのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月から5月の間に実施した清須市立小中学校及び幼稚園の臨時休業に関して整理するとともに経緯について、報告する必要があるからです。

1 ページおめくりください。新型コロナウイルス感染症が日本国内においても猛威を振るいつつある状況の中、3月2日から春休みまで学校を臨時休業するよう首相による要請を受けて、例のない長期にわたる学校休業を行うこととなりました。日本国内での感染状況が収束しつつある5月中旬に、学校再開の方向性が示されたことを受け、ここで、学校休業について整理し、報告するものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで、報告第1号、新型コロナウイルス感染症に係る清須市立小中学校及び幼稚園の臨時休業についてを終わります。

日程第4 専決第6号 専決処分した事件(清須市立小中学校及び幼稚園の再開)の承認について

齊藤教育長 日程第4、専決第6号、専決処分した事件(清須市立小中学校及び幼稚園の再開)の承認についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒でございます。
専決第6号、専決処分した事件(清須市立小中学校及び幼稚園の再開)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第6号、専決処分書。清須市新型コロナウイルス感染症対策本部

会議の決定を受け、清須市立小中学校及び西枇杷島第1幼稚園の再開について緊急に処理する必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください。清須市立小中学校及び西枇杷島第1幼稚園の再開に関して、決定した内容となっております。6月1日から通常の登校・登園が開始され、新1年生や3歳児は、給食の提供時期を変更しております。国から示されたガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス対策を行いながら、児童・生徒及び園児に対して、体調や心理面にも配慮に努めつつ、学校を再開しております。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第6号、専決処分した事件(清須市立小中学校及び幼稚園の再開)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第6号、専決処分した事件(清須市立小中学校及び幼稚園の再開)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第5 専決第7号 専決処分した事件(清須市家庭学習応援金支給要綱)の承認について

齊藤教育長

日程第5、専決第7号、専決処分した事件(清須市家庭学習応援金支給要綱)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

専決第7号、専決処分した事件(清須市家庭学習応援金支給要綱)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第7号、専決処分書。清須市家庭学習応援金支給要綱の制定について緊急に処理する必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年5月26日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください、清須市家庭学習応援金支給要綱となります。学校休業により在宅での学習を余儀なくされた児童・生徒に対して、保護者の経済的な負担の軽減を図ることを目的として制定いたしました。

対象者は、平成14年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者で、基準日とした5月22日に本市の住民基本台帳に記録されており、学校

教育法の各規定に該当する学校に在学中である者としております。

6月1日から受け付け開始として、6月11日時点で、清須市立小中学生の大半と高校等の在学生のうち約500名から、申込みを受け付け、応援金の支給準備を進めております。なお、迅速な支給により保護者へ支援を図ることを目的として制度化しておりますので、9月30日までを期限としています。支払い事務が終了を迎えた際には、本要綱の廃止を教育委員会に上程する予定です

以上です。よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(堤職務代理者 挙手)

堤職務代理者。

堤職務代理者

要綱第2条第2項に「配偶者等から暴力を受けたものの子」とありますが、具体的にはどのような子が対象者となるのですか。
(学校教育課長 挙手)

齊藤教育長

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の石黒です。
具体的には、DVや虐待と認められ、現在の居住先を秘匿する必要があるため、住民基本台帳上では前住所のまま、清須市に在住している者が対象となります。

齊藤教育長

ほかに、質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第7号、専決処分した事件(清須市家庭学習応援金支給要綱)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第4号、専決処分した事件(清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の特例)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第6 専決第8号 専決処分した事件(清須市立幼稚園の3歳幼児及び小学校第1学年の児童に対する令和2年6月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認について

齊藤教育長

日程第6、専決第8号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の3歳幼児及び小学校第1学年の児童に対する令和2年6月分の給食の取り扱いを定める告示)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

所長

専決第8号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の3歳幼児及び小学校第1学年の児童に対する令和2年6月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第8号、専決処分書。清須市立幼稚園、小学校及び中学校の登園及び登校の再開に伴い令和2年6月から給食を提供するにあたり、幼稚園の3歳幼児及び小学校第1学年の児童に対する令和2年6月分の給食費の取り扱いについて、緊急に処理する必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年5月19日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください。幼稚園及び小中学校におきましては、6月1日より給食を開始しましたが、幼稚園3歳幼児は6月22日、小学校第1学年の児童は6月8日から給食を開始することから、当該児童及び幼児の6月分の給食費については、規則で定める月額を6月の給食提供回数で除した額に、当該児童及び幼児への給食提供回数を乗じた額とするものです。

以上です。よろしくお願いたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第8号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の3歳幼児及び小学校第1学年の児童に対する令和2年6月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第8号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の3歳幼児及び小学校第1学年の児童に対する令和2年6月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第7 専決第9号 専決処分した事件(清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認について

齊藤教育長

日程第7、専決第9号、専決処分した事件(清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

専決第9号、専決処分した事件(清須市立幼稚園、小学校及び中学校にお

所長

いて新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第9号、専決処分書。清須市立幼稚園、小学校及び中学校の登園及び登校の再開に伴い新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校をしないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒に対する給食費の取り扱いについて、緊急に処理する必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年5月19日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください、幼稚園、小学校及び中学校が再開する中、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒については、清須市学校給食センター管理規則第3条第2項第4号の規定に基づき、同規則別表に定める給食費の額を流用します。なお、1月の全日において給食を要しない場合は、同規則第7条第1号の規定に基づき、当該月の給食費は徴収いたしません。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第9号、専決処分した事件(清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第9号、専決処分した事件(清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒に対する給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第8 専決第10号 専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認について

齊藤教育長

日程第8、専決第10号、専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の浅野でございます。

専決第10号、専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第10号、専決処分書。清須市立学校開放施設運営委員会委員の選任について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりいただきますと、委嘱者一覧になります。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となります。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第10号、専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第10号、専決処分した事件(清須市立学校開放施設運営委員会委員の委嘱)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第9 専決第11号 専決処分した事件(清須市家庭教育推進連絡協議会委員の選任)の承認について

齊藤教育長

日程第9、専決第11号、専決処分した事件(清須市家庭教育推進連絡協議会委員の選任)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の辻でございます。

専決第11号、専決処分した事件(清須市家庭教育推進連絡協議会委員の選任)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第10号、専決処分書。清須市家庭教育推進連絡協議会委員の選任について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年6月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりいただきますと、選任者一覧になります。

任期につきましては、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第11号、専決処分した事件(清須市家庭教育推進連絡協議会委員の選任)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第11号、専決処分した事件(清須市家庭教育推進連絡協議会委員の選任)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第10 専決第12号 専決処分した事件(清須市学校・家庭・地域連携推進協議会委員の選任)の承認について

齊藤教育長

日程第10、専決第12号、専決処分した事件(清須市学校・家庭・地域連携推進協議会委員の選任)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の辻でございます。

専決第12号、専決処分した事件(清須市学校・家庭・地域連携推進協議会委員の選任)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第12号、専決処分書。清須市学校・家庭・地域連携推進協議会委員の選任について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年6月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページはねてください。委嘱者の一覧になります。

任期といたしましては、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第12号、専決処分した事件(清須市学校・家庭・地域連携推進協議会委員の選任)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、承認第12号、専決処分した事件(清須市学校・家庭・地域連携推進協議会委員の選任)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第11 同意第16号 清須市教育委員会外部評価委員の委嘱について

齊藤教育長 日程第11、同意第16号、清須市教育委員会外部評価委員の委嘱についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒でございます。
同意第16号、清須市教育委員会外部評価委員の委嘱について。清須市教育委員会外部評価委員に別紙の者を委嘱する。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、清須市教育委員会外部評価委員設置要綱第3条の規定により、清須市教育委員会外部評価委員を委嘱するために必要があるからです。
1ページおめくりいただきまして、委嘱者一覧でございます。教育委員会の活動を継続して、評価いただくため、昨年度と同様の2名の方、伊藤邦彦氏、岩田 茂 氏を委嘱したく提案いたします。
任期につきましては令和2年6月15日から令和3年3月31日まであります。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、採決をいたします。同意第16号、清須市教育委員会外部評価委員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、同意第16号、清須市教育委員会外部評価委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

日程第12 同意第17号 清須市生涯学習推進計画策定検討委員の選任について

齊藤教育長 日程第12、同意第17号、清須市生涯学習推進計画策定検討委員の選任についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい。生涯学習課長の辻です。
同意第17号、清須市生涯学習推進計画策定検討委員の選任について。清

須市生涯学習推進計画策定検討委員に別紙の者を選任する。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市生涯学習推進計画策定検討会設置要綱第3条の規定により、清須市生涯学習推進計画策定検討委員を選任するために必要があるからです。

1 ページめくっていただきまして、選任者一覧表であります。

任期につきましては、令和2年7月1日から令和3年3月31日までであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第15号、清須市立幼稚園評議員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第15号、清須市立幼稚園評議員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

齊藤教育長

日程第13 議案第5号 夏季休業中における学校閉校日の実施案について

齊藤教育長

日程第13、議案第5号、夏季休業中における学校閉校日の実施案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(教育部参事 挙手)

教育部参事。

教育部参事

はい。教育部参事の西尾でございます。

議案第5号、夏季休業中における学校閉校日の実施案について。上記の議案を提出する。令和2年6月15日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤隆法。

提案理由です。この案を提出するのは、夏季における電力消費の削減や教職員の多忙化解消の一環として、夏季休業中の行事をもたない期間を学校閉校日とする取り組みを実施するために必要があるからです。

1 ページおめくりください。実施期間につきましては、令和2年8月11日、火曜日より8月14日、金曜日までの4日間でございます。

もう1 ページおめくりください、保護者あての案内文書になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第5号、夏季休業中における学校閉校日の実施案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第5号、夏季休業中における学校閉校日の実施案については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
これで、令和2年度 第3回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 福田一子

署名委員 後藤小百合